

診療所を廃止したときは、廃止後10日以内に保健所長宛に届書を2部提出してください。そのうちの1部を控えとして交付しますので、大切に保管してください。廃止後10日以上経過しているときは、「遅延理由書」を2部提出してください。

- 1 移転する場合は、移転前の診療所の「診療所廃止届」及び移転先の診療所の「診療所開設届」を提出してください。

- 2 医療法人の場合
 - ・廃止又は個人開設に変更する場合
「診療所廃止届」の他に、兵庫県知事宛に「医療法人解散認可申請書」を提出していただく必要があります。
 - ・移転する場合
「診療所廃止届」「診療所開設許可申請」「診療所開設届」の他に、兵庫県知事宛に「定款変更認可申請書」を提出していただく必要があります。

- 3 有床診療所の場合
 - ① 療養病床の廃止に伴う「診療所病床数変更許可申請」は、提出していただく必要はありません。
 - ② 療養病床又は一般病床の廃止に伴い、「診療所病床変更届（兵庫県様式第16号）」を提出してください。

- 4 診療用エックス線装置等がある場合は、診療用エックス線装置に係る「廃止届」も提出してください。

- 5 医療法以外に、医師法（医籍の抹消）、麻薬関係の法律（指定の失効等による所有覚せい剤（覚せい剤原料）報告書等）、結核予防関係の法律などで、届出が必要な場合があります。提出期限の決まっているものが多いので、保健所にお問い合わせください。

診 療 所 廃 止 届

令和 年 月 日

(あて先) 姫路市保健所長

開設者住所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

開設者氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の職氏名)

電話 ー ー (担当:)

次のとおり診療所を廃止したので、医療法第9条第1項の規定に基づき届け出ます。

1 診療所の名称

2 診療所の所在地 〒 -

3 廃止年月日 令和 年 月 日

4 廃止の理由